

国立研究開発法人日本原子力研究開発機  
構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更  
許可申請（高速実験炉原子炉施設の変更）  
の概要について

令和5年6月  
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1  
代表者の氏名 理事長 小口 正範

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）  
所在地 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4 0 0 2 番地

(3) 変更の内容

昭和 43 年 11 月 8 日付け 43 原第 5659 号をもって許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の原子炉設置変更許可申請書のうち、高速実験炉原子炉施設に関する次の記載の一部を改めている。

三、試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数

五、試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

八、使用済燃料の処分の方法

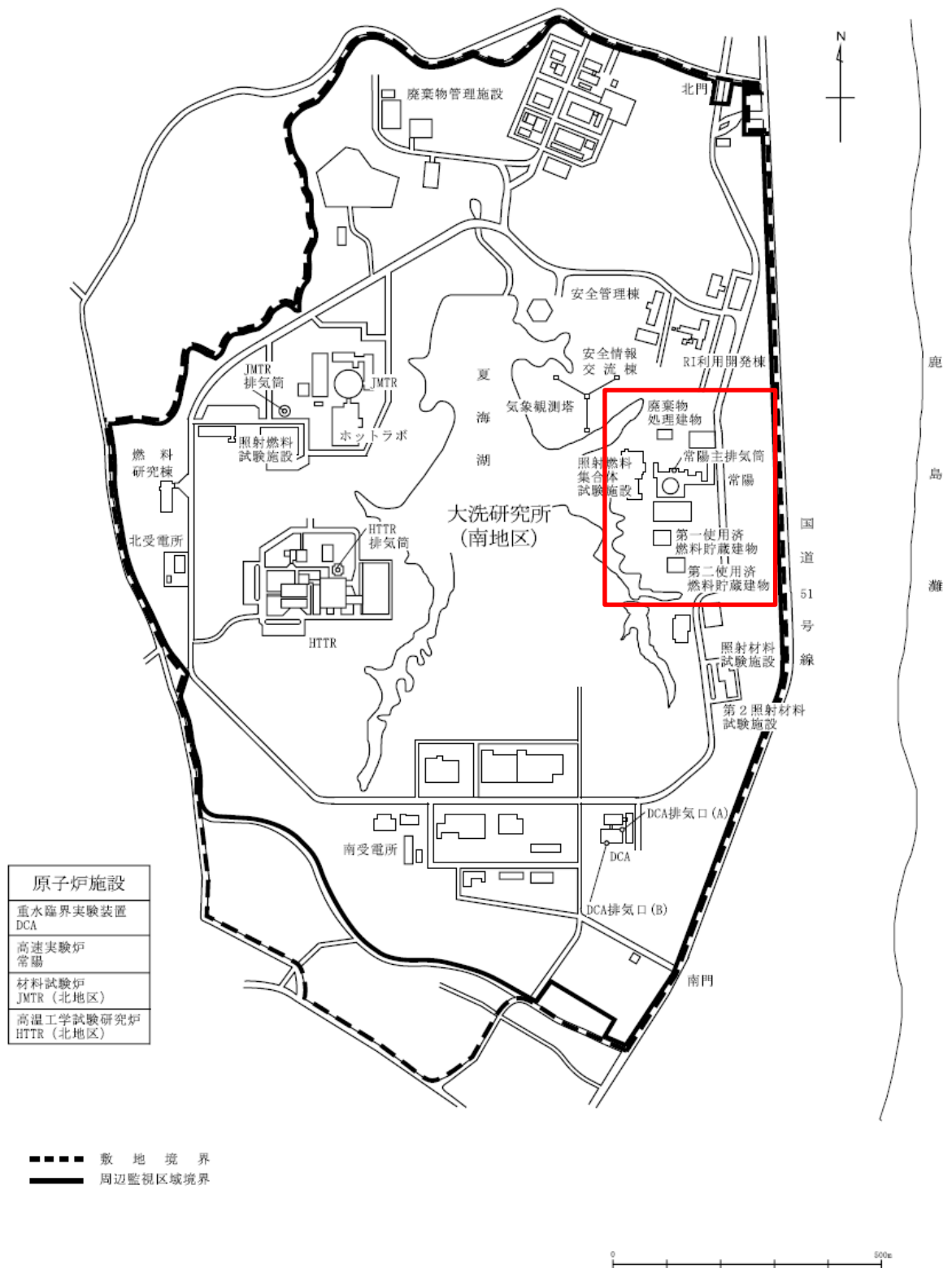
(4) 変更の理由

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、大洗研究所（南地区）の高速実験炉原子炉施設を「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等に適合させるための変更を行う。これに伴い、原子炉本体及び計測制御系統施設の構造並びにこれらの設備を変更し、高速炉燃料材料の開発等のための照射試験に必要な性能を踏まえ、熱出力を 100MW とする。

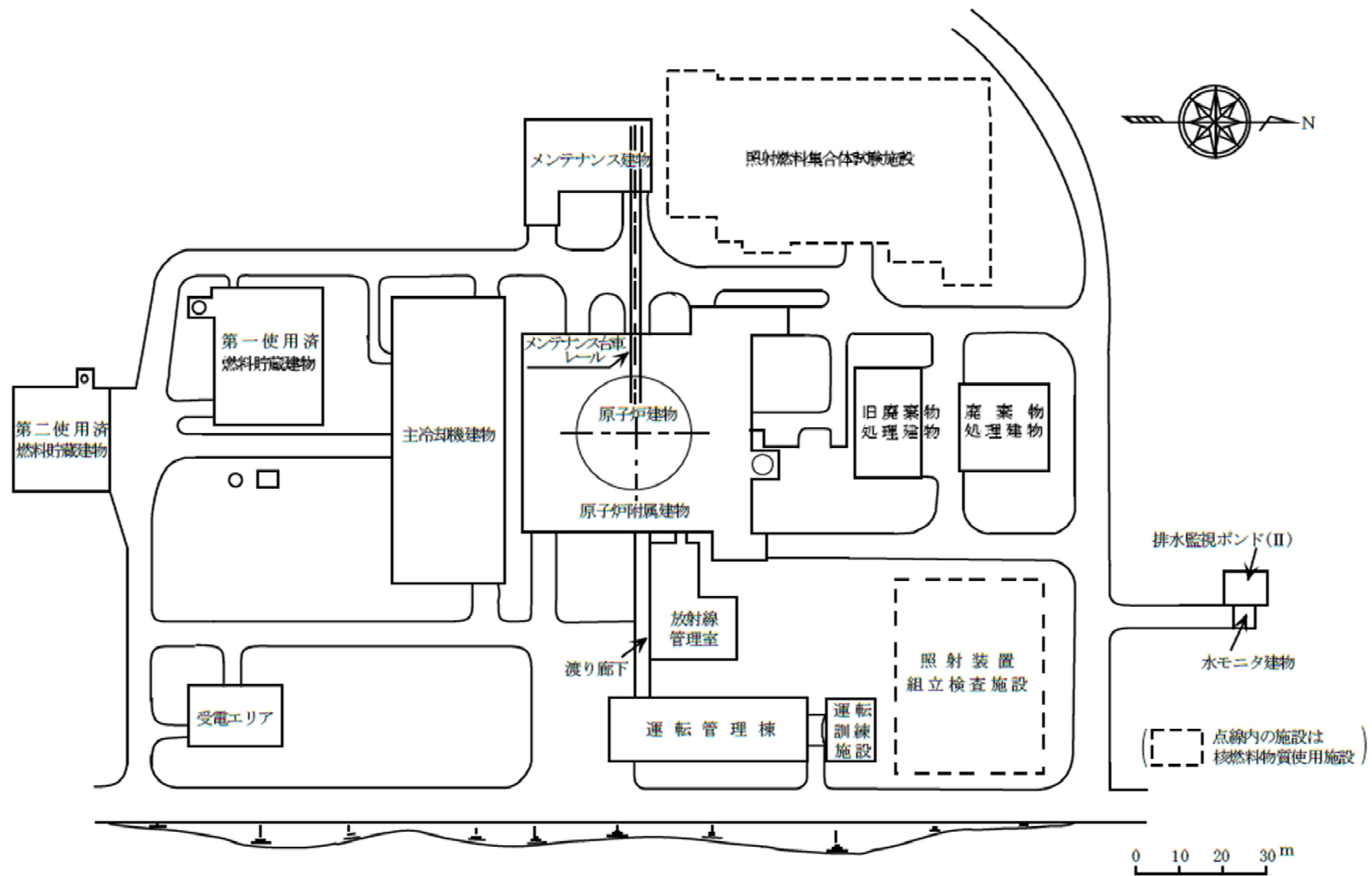
あわせて、記載事項の一部を関連法令等の条文と整合した記載となるように変更する。

今後の照射試験計画等を踏まえ、燃料要素の種類削減を図る。

固体廃棄物の一時保管場所を保管廃棄施設に変更することにより管理の改善を図る。



参考図1 大洗研究所全体配置図



参考図2 高速実験炉原子炉施設全体配置図

参考表 「八、使用済燃料の処分の方法」の記載に係る新旧対照表

変更前	変更後
<p>使用済燃料は、<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構の再処理施設において、又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理業者である <b>United Kingdom Atomic Energy Authority</b> 若しくは、<b>Commissariat a l' Energie Atomique</b> に委託して再処理を行うこととする。</u></p> <p>海外再処理を行うに際しては、<u>政府の確認を受けることとする。</u></p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは<u>国内に持ち帰ることとし、また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</u></p>	<p>使用済燃料については、<u>国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のために引き渡すまでの間、高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵設備にて使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</u></p> <p>海外再処理を行うに際しては、<u>政府の確認を受けることとする。</u></p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは、<u>国内に持ち帰る又は海外に移転する。また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</u></p>